

電波監理審議会（第959回）議事要旨

1 日 時

平成22年10月13日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、他

4 議 事 模 様

(1) 特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について

（諮問第33号）

特別衛星放送のうち21及び23チャンネルを使用するハイビジョン放送（HDTV）及び7チャンネルを使用する標準テレビジョン放送（SDTV）に係る委託放送業務の認定について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

特別衛星放送のBS放送用周波数を使用する委託放送業務について、平成22年6月24日から同年7月23日まで認定申請の受付を実施したところ、11者からHDTV14番組、4者からSDTV4番組の申請があった。

すべての申請について、放送法、放送法施行規則及び放送法関係審査基準に基づき要件審査を行った結果、いずれの申請も適当と認められるが、HDTVの参入枠は6番組、S

D T Vの参入枠は1番組であり、指定することのできる周波数が不足することから、比較審査を行った。

比較審査として、放送法関係審査基準に基づき①広告放送の割合、②青少年の保護、③字幕番組の充実、④放送番組の高画質性について第一次比較審査を行い、1番組については①の基準に適合しなかった。その他すべての申請を優先することとしたところ、まだ指定可能な周波数が不足しているため、第二次比較審査として(1)資金調達の適正する度合い及び確実性、(2)収支の適正性及び確実性、(3)放送番組の制作及び調達の確実性、(4)表現の自由の享有、(5)放送番組の多様性、(6)広告放送の割合、(7)個人情報の保護、(8)青少年の保護、(9)字幕番組等の充実、(10)放送番組の高画質性、(11)災害に関する放送の実施、(12)設備の維持、(13)提供条件の説明及び苦情等の処理という13項目で適合性を総合的に勘案し、H D T Vについては上位6番組、S D T Vについては上位1番組を優位と評価することとした。

その結果、H D T Vについては、株式会社 I M A G I C A ティーヴィ（1番組）、株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング（2番組）、株式会社釣りビジョン（1番組）、日本映画衛星放送株式会社（1番組）及びブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社（1番組）の計5者（計6番組）、S D T Vについてはブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社（1番組）に認定することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 第二次比較審査の項目のうち評価結果にポイントの差がつくような重点項目があるのか、との質問に対して、どの項目も重要とし審査を行った、との回答があった。
- ・ 第二次比較審査の項目のうち(5)放送番組の多様性について、多様性とはどういうものか、との質問に対して、特別衛星放送全体としての番組のジャンルとしての多様性と申請番組の中での再放送率及び他番組の内容と重複する割合の2つの観点で評価している、との回答があった。
- ・ 第二次比較審査の項目のうち(7)個人情報の保護において低い評価を受けた申請について、どのような点で評価が低いと判断したのか、との質問に対して、個人情報の漏洩が発生した場合等の対応について社内マニュアルを含め明記されていない部分があり、優位とした申請に比べ個人情報保護の意識に欠けているところがあるのではないかと判断した、との回答があった。